

平成29年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成29年12月18日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時36分

場所 第3委員会室

出席委員 武内政文委員長
荒木裕介副委員長
松澤正委員、杉島理一郎委員、神尾高善委員、鈴木弘委員、長峰宏芳委員、
山本正乃委員、石渡豊委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
高柳三郎総務部長、上木雄二税務局長、高橋謙総務部副部長、
和栗肇契約局長、坂本泰孝参事兼税務課長、表久仁和人事課長、
穴戸佳子職員健康支援課長、山崎高章文書課長、廣川達郎学事課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、澁澤陽平管財課長、川崎弘貴統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、佐々木亨行政監察幹、伊田恒弘入札課長、
黒坂和実入札審査課長、見留満裕技術評価幹、大久保修次県営競技事務所長

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、
野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

[県民生活部関係]
稲葉尚子県民生活部長、杉野勝也県民生活部副部長、
中川典之県民生活部副部長、山野均スポーツ局長、
細野正広聴広報課長、影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
秋葉直明県政情報センター所長、横内ゆり文化振興課長、島田邦弘国際課長、
岩崎寿美子青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、
都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、
田中誠消費生活課長、風上正樹防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第96号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第109号	指定管理者の指定について(埼玉県立武道館)	原案可決
第110号	指定管理者の指定について(埼玉県生活科学センター)	原案可決

議案番号	件名	結果
第123号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
第124号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第125号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第126号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第10号	教育負担の公私格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

杉島委員

- 1 第96号議案について、日額を4万円とする根拠は何か。
- 2 これまで原子力発電所周辺区域で業務に従事した職員には、どのように対応していたのか。また、本県の職員が派遣された実績はあるか。
- 3 第126号議案について、退職手当は一人当たりどのくらいの引下げになるのか。また、予算に対する影響はどうか。
- 4 平成24年度に退職手当を引き下げた際、施行期日が2月1日であったため、年度途中で退職する職員がいたと聞いている。今回はどのように見込んでいるのか。また、その際の人事的な対応は大丈夫か。

人事課長

- 1 この特殊勤務手当は基本的に国に準じており、国の最高支給額が4万円となっている。現状、4万円は、東日本大震災で被災した原子炉の建屋の中に入って作業する場合に支給されている。東日本大震災では、埼玉県の職員が原子炉の建屋に入った実績がなかったことから、4万円という金額を措置していなかった。しかし、今後想定される災害への準備のため、今回、国に準じて最大限の額まで制度的に確保するものである。
- 2 東日本大震災の場合で特殊勤務手当の支給実績があるのは、本県では警察職員だけである。平成23年度以降の支給回数としては、1万5,430回支給されている。その業務内容は、当初は一定の区域内の行方不明者の捜索などであった。現在はパトロールが中心であると聞いている。
- 3 個人によって変わるが、国の調査によると、較差が一人当たり約78万円であり、その程度下がるものと見込んでいる。予算に対する影響は、約18億円の減額と試算している。
- 4 今後の説明会で職員から退職の申出があるかもしれないが、今回どのくらいいるかは見込んでいない。まずは、今回の引下げの趣旨等を丁寧に説明し、特に今年度末に定年退職する職員に対しては、納得を得られるように説明したい。それでも苦渋の決断で退職する職員がいる場合は、まず組織の中でどのように対応するか確認した上で、どうしても対応できない場合は、臨時の職員の採用や新規採用の前倒しなど、県政に影響が出ないように万全の対策を取っていく。

山本委員

第126号議案について、5年前の引下げの際に、施行日を年度途中とした県と翌年度の4月1日とした県は、それぞれどれくらいあったのか。

人事課長

平成24年度内とした県が25、翌年度の平成25年4月1日とした県が22であった。

山本委員

22県が4月1日施行にできたという事実がある中で、5年前の混乱を思うと、本県も4月1日とした方がよいという思いがあるが、前回と同様にあえて2月1日とした理由は

何か。

人事課長

退職手当制度は基本的に国に準じている。人事院の調査において、公務員は民間よりも約78万円高いと指摘されており、国では1月1日から退職手当の引下げを行うこととなった。大部分の職員が年度末に退職することを踏まえると、本県においても、国と同様に、年度内に引下げを行うことが県民からの信頼を得ることにつながると判断した。

山本委員

県民1万人当たりの職員数が全国的に少ない中で、職員のモチベーションの維持や県民サービスへの影響にどのように対応するのか。

人事課長

職員のモチベーションの維持も大切だが、だからと言って、退職手当が民間よりも高くてもよいとは考えていない。一番のやりがいは県民の役に立つことであるので、業務でモチベーションを維持できるよう職場で配慮していくことが大事だと考えている。仮に、説明した上で苦渋の決断をして退職する職員がいる場合は、先ほど答弁したような対策を取って県政への影響が出ないように丁寧に対応していく。

神尾委員

第125号議案について、職員の給与は金額でどのくらい上がるのか。また、上がることを断った職員はいるか。

人事課長

一人当たりで試算すると、期末・勤勉手当を含めて約5万3,000円程度の増、県全体では約31億8,000万円程度の所要額となっている。これまでに断った職員がいたということは承知していない。

神尾委員

第126号議案について、施行日を2月1日とすることに担当課の課長としてどのような思いを持っているか。丁寧に説明するとのことだが、どのように説明するのか。

人事課長

職員給与を上げる議案も勧告を受けて提案している。上げるものだけ4月1日に遡って適用し、公務員の退職手当が高いということが明白になっているにもかかわらず、退職手当の引下げを後回しとすることは、県民からの信頼を得られないことを丁寧に説明していきたい。退職前に急に下げることに心苦しい気持ちは多々あるが、高いと言われているものを今年度末の退職者だけ高いまま出すということは、18億円という影響額もあり、県民からの信頼を確保できないことを理解してもらえよう説明していきたい。

神尾委員

民間との比較は仕方ないが、改正の趣旨を人事課でしっかり説明してほしい。5年前と同様のことがないようにきちんと対応して、県民サービスを怠らないようにしてほしいと

考えているが、その熱意はあるか。

人事課長

委員の御指摘は非常に重いものと認識しているので、納得を得られるように説明していきたい。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

松澤委員

- 1 第123号議案について、指定特定非営利活動法人からの申出を受けて指定の取消しを行うのではなく、県主導で取り消すことはできなかったのか。
- 2 特定非営利活動法人コスモス・アースに対し、NPOの法人格の取消しは行わないのか。

共助社会づくり課長

- 1 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例において、指定NPO法人の指定取消しについて規定している。その一つとして、指定NPO法人に法令違反があった場合には県が指定を取り消すことができると規定されている。しかし、今回の不祥事については、法令違反が確定していない段階であり、県が指定を取り消すことはできない。
- 2 NPO法においては、NPO法人が法令違反等をした場合、まず指導監督として、原則として改善命令を行うこととしている。そして、その改善命令に違反し、かつ認証の取消し以外の他の方法で監督の目的を達することができない場合に初めて認証を取り消すことができるという規定になっている。したがって、現在は、法令違反等が確定していない段階であり、今後、法令違反等が確定した場合に、改善命令を行う必要があるかどうか検討し、また、改善命令を行った場合には、その対応状況を踏まえ、次の指導監督が必要であるかどうか検討していく。

神尾委員

第123号議案について、指定特定非営利活動法人から申出があった経緯を教えてください。

共助社会づくり課長

特定非営利活動法人コスモス・アースにおいては、今年7月に施設利用者の熱中症による死亡事故が発生した。また、今年10月には当時の理事長が強制わいせつ罪により逮捕されたことが報道された。こうしたことを踏まえ、世間を騒がせている法人が県の指定を受けているのはふさわしくないと、法人として意思決定し、今回の取消しの申出に至ったということである。

神尾委員

ふさわしくないことがあった指定特定非営利活動法人について、県から取り消すことができないとの答弁があったが、規程を改定したらいいのではないか。そういう考えはないのか。

共助社会づくり課長

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例において、指定の基準を定めている。組織要件や公益性を判断する基準などがあり、その一つとして法令違反等による取消しの規定もある。この指定制度は、NPO法に規定されている認定の基準や審査方法に準じて行っている。公益性を判断する基準では、例えば寄附をした人が何人いるか、あるいは寄附金の額が総収入の何割以上であるかといった点については、県の条例において国の認定制度とは異なる基準としているが、それ以外の基準については、NPO法に基づく認定制度に準じて規定している。こうしたことから、基準自体は現在の国に準じた形で今後もやらせていただきたい。

神尾委員

- 1 対応が甘い。国に準じるのではなく少し見直してもらいたいが、どうか。
- 2 第109号議案について、指定管理者の応募が1団体しかなかったにもかかわらず、なぜ審査を実施したのか。
- 3 第109号議案及び第110号議案について、資料に記載されていないが、合格の基準点はあるのか。また、審査基準を満たした審査がされているのか。

共助社会づくり課長

- 1 取消しの基準も法令違反があったときという規定となっている。仮に処分をする場合にはその事実がしっかりと確定したときであるという趣旨の規定であり、法令違反等が確定していない段階において何らかの処分をすることは難しいと考えている。この基準については、現行の運用で行っていきたい。

スポーツ振興課長

- 2 結果として1団体のみのお応募であったが、全庁的な方針に基づき審査を実施した。その結果、合格となったため候補者とした。今回、少しでも多くの方から応募していただけるよう、募集期間を前回より1か月長い2か月間程度とした。今後は、民間事業者に意見を伺うなどして、応募者の増加に努めていく。
- 3 全庁的な方針で、指定管理者として必要な最低基準点は全体の6割以上となっている。今回、選定委員会において、全体500点の6割である300点を最低基準点に設定した。候補者が最低基準点をクリアしたため、審査に合格とした。

消費生活課長

- 3 審査には1次審査、2次審査があり、2次審査においてプレゼンテーションとヒアリングを行うが、2次審査は5つの審査基準とそれらを細分化した15の審査項目を基に行っている。審査項目の配点は各30点で、計450点である。アクティオ株式会社の得点は334点で得点率74%、A団体の得点は293点で得点率65%であり、得点上位のアクティオ株式会社を候補者に選定した。

神尾委員

- 1 第109号議案について、審査項目に公の施設の適切な運営といった項目があるが、細かい小項目はあるのか。
- 2 審査項目にある安定した経営基盤について、どのように判断したのか。
- 3 効果的かつ効率的な管理という審査項目の配点が一番高くなっているが、なぜこの項

目が一番高いのか。

- 4 応募が1団体のみであったことに対し、ペナルティはなかったのか。
- 5 県委託料の提案額について平成29年度から変更がないが、適正に審査したのか。応募団体からの提案額に対して、指導はできなかったのか。
- 6 第110号議案について、審査項目の中で一番大事な項目はどれか。また、両社とも6割以上の点数だが、点数だけで決定していいのか。

スポーツ振興課長

- 1 全ての審査項目で細目を設定している。実際の審査では、細目に点数を付した上で採点している。
- 2 過去3年間の決算状況及び財務諸表を提出させ、そのバランスが適正であるかどうか、資金計画や確実な財政基盤を有しているかなどを審査した。候補者の過去3年間の決算等の状況から、候補者の財政基盤は安定していると公認会計士を含む選定委員会で判断した。
- 3 埼玉県立武道館は、大規模大会などを中心として90%を越える極めて高い稼働率である。いわゆる貸館業務が多いことから、効果的・効率的な管理という点が武道館の大きな役割の一つであるため、審査の配点を重視し、審査を実施した。候補者については、指定管理業務を行うに当たっての県民の平等利用、法令規則の遵守、安定した運営などが適切に計画に見込まれており、個人情報保護、危機管理に係る対応などについても十分な体制が整っていると判断した。
- 4 結果として1団体の応募となってしまったが、この団体に対して審査を実施し、最低基準点を上回る400点を獲得しているため、指定管理者候補者として提案した。
- 5 提案額に変更はなかったが、人件費や様々な物件費の高騰が見込まれている。選定委員会の審査では、現行の金額の水準で5年間の指定管理業務を実施することは一定の努力が認められると判断した。

消費生活課長

- 6 埼玉県生活科学センター条例第14条において、5つの審査基準が規定されている。審査項目は、審査基準を細分化したもので15項目あるが、いずれも重要な項目と考えている。選定委員会には消費生活分野の専門家や公認会計士、施設利用者の代表などに入ってもらい、こうした専門家等による審査の結果を踏まえて選定している。候補者に選定したアクティオ株式会社は、平成29年4月1日現在、128施設の指定管理者となっており、その経験を生かした効果的な運営が可能と判断した。

神尾委員

第123号議案について、県主導で指定の取消しができないのか。7月に死亡事故があった時点で県がきちんと指導していたら、10月の事件はなかったのではないかと。基準に県独自の考え方があってもいいのではないかと。

共助社会づくり課長

特定非営利活動法人コスモス・アースについては、7月に熱中症による死亡事故が発生した。その後、前理事長の強制わいせつ罪による逮捕があったが、強制わいせつという行為を行ったのは、7月の事故のあった日であり、10月になって逮捕されたということである。福祉部と連携し、県民生活部においても事務所に立ち入り、指導を続けている。今

後も法令違反等が確定した段階での確な対応を行っていく。

石渡委員

- 1 特定非営利活動法人コスモス・アースのような指定法人が大切な業務で事故を起こすことがない方向に県が持っていかなければいけない。県民生活部と福祉部が連携を取りながら、今回のようなことがないように連絡調整をしっかりとやるようお願いしたい。
- 2 第110号議案について、委託料が平成29年度に比べ年平均4万6,000円、5年間では23万円アップしているが、これを適切と判断した理由は何か。

共助社会づくり課長

- 1 これまでも福祉部と連携を取ってきたが、更に緊密に連携を取りながら指導等をしっかり行っていく。

消費生活課長

- 2 施設の大規模修繕は県の予算で対応し、小規模な修繕は委託料の中で指定管理者が対応するなど、委託料で計上できる範囲は限られている。また、主催事業などは委託料の中で対応していただくものである。提案の金額はそれなりの理由があって出てきたものであり、平成29年度当初予算とほぼ同程度であることから、適切と判断した。

石渡委員

委託料を適切と判断した明確な理由を、次の審査の報告から、きちっとした形で出せるようにできないか。

消費生活課長

今回の審査の報告からは、明確に出せるようにしたい。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第10号）】

松澤委員

議請第10号に対し、不採択を求める立場から意見を申し上げる。

私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減との二つの柱の兼ね合いにより成り立っており、両者を合算すると国の標準費を上回っている。本県では、父母負担軽減に関して全国でも最高の水準にあり、運営費補助と合わせて、経済的に苦しい家庭の生徒も、進学先に私立高等学校を選択することが可能となっている。限られた財源を有効に活用するためには、経済環境や社会情勢によって重点化や配分を考慮していくべきであり、両者を同時に拡充することを求める本請願には賛成できず、不採択とすべきである。